平成２８年（フ）第５８０８号
東京都中野区中央２―57―７―Ｂ15　わかば荘、住民票上の住所東京都西東京市東町２丁目９－８　ＪＣビル株式会社ウイリング寮
債務者　齋藤　光幸
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１７号
横浜市港南区下永谷１丁目33番５号　101号室
債務者　新井　英児
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９９号
横浜市中区長者町４丁目９番地13　ラフィスタ伊勢佐木長者町駅前ＥＡＳＴ203号
債務者　新井　寛
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５６号
横浜市中区西之谷町77番地２
債務者　竹内　伸代（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４１１号
福岡市中央区唐人町１丁目４番13―501号
破産者　渡邊　　都
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６２５号
福岡県大野城市東大利２丁目５番１―205号　セントポリア下大利
破産者　小嶋　謙一
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３７号
福岡県糸島市浦志３丁目13番11号
破産者　上杉　美保
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５３号
福岡市南区大楠１丁目14番13号
破産者　山田　英雄
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９８号
福岡市西区小戸４丁目30番15―101号
破産者　筒井　　勇
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５号
群馬県高崎市檜物町101番地　シンフォニア高崎城址407号
破産者　佐藤　　実
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７１４号
福岡県朝倉市頓田686番地１　大楠住宅12号、前住所福岡県朝倉市須川2225番地１
破産者　岩下　文男
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２２号
福岡県大野城市中央２丁目４番３―506号　尊和ビル
破産者　白仁田郁子
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９号
埼玉県越谷市赤山本町13番地13　カーサＫＭ102、旧住所埼玉県越谷市東大沢４丁目３番地10　レジオン越谷102号
破産者　朴澤　弘典
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
埼玉県草加市草加５丁目10番15―205号
破産者　秋山　敏夫
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
広島市東区戸坂山根２丁目７番32―103号
破産者　筒井　　誠
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
金沢市二口町イ38番地１　ミモザ３　102号、従前の住所金沢市金石西４丁目13番８号
破産者　金木淳之介
1　決定年月日　平成28年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
石川県かほく市遠塚ロ42番地10
破産者　鍋谷　清吉
1　決定年月日　平成28年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
山口県柳井市中央２丁目４番18号
破産者　木下　　浩
1　決定年月日　平成28年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　山口地方裁判所岩国支部